

意見書案第 22 号

沖縄県辺野古の新基地建設の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 27 年 12 月 18 日提出

提 出 者
向日市議会議員 杉 谷 伸 夫

賛 成 者
向日市議会議員 飛鳥井 佳 子

沖縄県辺野古の新基地建設の中止を求める意見書

政府は、沖縄県名護市辺野古の新基地建設をめぐる、翁長沖縄県知事がおこなった埋立承認取り消し処分の効力を停止し、工事を再開した。さらにその一方で、知事の埋立て承認取り消し処分を撤回する代執行にむけた行政訴訟をおこした。

これは、一方で政府機関が私人の立場で知事の処分に不服審査請求しながら、もう一方で国家権力の立場で知事の処分を取り消して代執行するというものであり、政権の都合にあわせた法解釈で地方自治体の権限を国が無効化するという、極めて重大な問題をはらんでいる。

辺野古への新基地建設に対して当該の沖縄県民は昨年、4度にわたる国政選挙・地方選挙のすべてにおいて、明確に「反対」の意志を表明した。昨年12月には、沖縄県議会が「県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書」を国に提出し、今年9月には、地元名護市議会が「政府に対しボーリング調査の即時中止と新基地建設計画の白紙断念を求める意見書」を国に提出した。「辺野古新基地建設NO!」という沖縄県民の意志が示されていることは、誰の目にも明らかである。

翁長雄志沖縄県知事は、「沖縄県民は自ら基地を提供したことは一度もない」「銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収によってつくられた」のに「普天間基地が古くて危険だから替わりの基地を提供しろ」では道理が通らないと訴えている。日本の政府なら、まずこの思いを受け止めることから始めるべきである。

我が国は法治国家、民主主義国家として、地方自治を尊重し、地元沖縄県民の理解を得ないままに辺野古への新基地建設工事を進めるようなことがあってはならない。そして、この問題は決して沖縄県のみならず、日本の民主主義と地方自治の根幹にかかわるものである。

よって向日市議会は、地方自治を守る立場から、国に対し下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄県辺野古の新基地建設工事をただちに中止すること。
2. 沖縄県民の民意を踏まえ、沖縄県と真摯な話し合いを行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

京都府向日市議会